

ID: 15

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	加入の承認		
例規名 根拠条項	長門市ケーブルテレビ放送センター条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第14号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (加入の申込み)  第6条 放送施設の業務の提供を受けようとする者は、あらかじめ市長に加入申請書を提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>2 加入の申込みは、端子ごとに行うものとする。</p> <p>3 集合住宅の加入の申込みは、所有者が一括して行うことができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日